

---

出席議員（18名）

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長	真嶋朱美	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	熊谷英樹 君
商工観光課長	天野敬 君
都市建設課長	佐藤康弘 君
上下水道課長	平間一行 君
危機管理監	太田健博 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫邦則 君
教育総務課長	小林威仁 君
生涯学習課長	佐藤潤 君
スポーツ振興課長	杉本龍司 君

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大 山 薫
次 長	高 木 信 孝
主 幹	今 野 裕 介
主 事	佐 藤 麻 美

---

議 事 日 程 (第6号)

令和6年9月9日(月曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第13号 令和5年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について
- 第 3 報告第14号 令和5年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について
- 第 4 報告第15号 令和5年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について
- 第 5 報告第16号 放棄した債権の報告について
- 第 6 認定第 1号 令和5年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 2号 令和5年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 3号 令和5年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 9 認定第 4号 令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 5号 令和5年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 第11 認定第 6号 令和5年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において15番広沢真君、16番白内恵美子さんを指名いたします。

---

日程第2 報告第13号 令和5年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について

日程第3 報告第14号 令和5年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について

日程第4 報告第15号 令和5年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について

○議長（高橋たい子君） 日程第2、報告第13号令和5年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率について、日程第3、報告第14号令和5年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について、日程第4、報告第15号令和5年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について、以上3件について一括して報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第13号令和5年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率についてから報告第15号令和5年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率についてまでの報告理由を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化を判断する指標

として定められているものです。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率、水道事業及び下水道事業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、報告第13号令和5年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率につきまして、9月会議報告書及び監査委員の審査意見書により説明をいたします。

初めに、報告書の9ページをお開きください。

健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標となります。

まず、実質赤字比率ですが、一般会計等の実質収支額の標準財政規模に対する割合のことで、黒字、赤字の判断をする指標となります。令和5年度決算におきましても、実質収支が黒字ですので、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、町の全会計を対象とした実質収支額の標準財政規模に対する割合のことで、令和5年度決算でも全会計の実質収支は黒字であり、資金不足の状態にありませんので、連結実質赤字比率もございません。

次に、実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する公債費や準公債費に対しての標準財政規模に対する割合です。準公債費とは、公債費と同じ性質を持つ債務負担行為をはじめ、公営企業や一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する一般会計からの補助金や負担金などのこととございます。つまり、一般会計における標準的な収入金額のうち、借金等の返済に充てた金額の割合を示す指標で、過去3か年度の平均で算出します。

令和5年度の比率は5.6%となりました。令和4年度の比率が4.7%でしたので、0.9ポイント上昇しました。

この原因となった公債費は、一般会計において、排水ポンプ車の購入や防災行政無線整備の財源とした令和2年度借入れの緊急防災・減災事業債などであり、令和5年度からその元金償還が始まったことによるものです。

また、準公債費についても、公共下水道事業や一部事務組合への負担額が増加しており、実質公債費比率が悪化した原因となりました。

次の将来負担比率ですが、この比率は町の全部の会計や一部事務組合等における地方債等の

残高をはじめ、債務負担行為による支出予定額など、将来負担すべき実質的な負債の額が標準財政規模に対してどの程度の割合になっているかを示したものです。

令和5年度の比率は55.3%となりました。令和4年度の比率が53.0%でしたので、2.3ポイント上昇しました。

その主な原因ですが、一般会計の町債残高が約6億9,000万円減少したものの、将来負担に充当できる基金の総額などが減少したためです。

以上のとおり、実質公債費比率、将来負担比率はともに令和4年度に比べ上昇したものの、早期健全化基準を下回り、町の標準財政規模に対する地方債の返済の割合や、抱えている債務の大きさは健全であることを示しております。

次に、監査委員の審査意見書により説明いたします。

審査意見書の69ページをお開きください。

健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、監査委員の意見が記載されております。

2、審査の結果、(1)総合意見として、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められるとの意見が付され、(2)個別意見では、それぞれの比率が早期健全化基準を下回っていることも確認されております。

次の70ページをお開きください。

一番下です。(3)是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見が付されております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） それでは、報告第14号令和5年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率について説明させていただきます。

報告書11ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく柴田町水道事業の資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告するものです。

水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債の未払い金、引当金及びその他流動負債の合計額8,393万8,459円より、現金、預金等の流動資産18億5,955万1,293円が上回り、資金不足となっていないため、比率は出ておりません。

以上でございます。よろしく願いいたします。

引き続き、報告第15号令和5年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率について説明させていただきます。

報告書13ページをお開きください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付して報告するものです。

下水道事業会計の資金不足比率につきましては、流動負債の未払い金、引当金及びその他流動負債の合計額2億149万7,099円より、現金、預金等の流動資産7億2,613万5,709円が上回り、資金不足となっていないため、比率は出ておりません。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑に当たっては、案件を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第13号令和5年度決算に基づく柴田町の健全化判断比率についてから報告第15号令和5年度決算に基づく柴田町下水道事業の資金不足比率についてまでの報告を終結いたします。

---

#### 日程第5 報告第16号 放棄した債権の報告について

○議長（高橋たい子君） 日程第5、報告第16号放棄した債権の報告について報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第16号放棄した債権の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、柴田町債権管理条例第10条第1項の規定により町の債権を放棄したもので、同条第2項の規定により報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、報告第16号放棄した債権の報告について説明をいたします。

初めに、報告書の15ページをお開きください。

令和5年度におきまして、町が持つ債権について担当課職員が徴収努力を重ねてまいりましたが、時効期間の満了等に伴い債権を放棄することになりました。

17ページをお開きください。

放棄した債権について、一覧表にまとめました。左の欄から、債権の名称及び担当課名、放棄事由、人数、件数、放棄した金額及び放棄した年月日を記載しました。

放棄事由については、一覧表の下に第1号から第5号までの概要を記載してございますので、ご参照願います。

人数については、個人のほか企業等も含まれます。

また、件数については、各債権の納付すべき期別ごとに数えています。例えば4月分から9月分までの6か月分の債権を放棄した場合は、6件となります。

放棄した債権の内訳についてです。

一番上、行政財産使用料ですが、これは町有地を駐車場用地として使用を許可していたものです。2人分で3件、3万132円です。町営住宅使用料は5人分、39件、52万6,000円、町営住宅駐車場使用料は2人分、12件、3万6,000円、学校給食費は24人分、159件、87万3,343円、水道料金は89人分、353件、147万2,912円で、合計では122人分、566件、放棄した債権の金額は293万8,387円となりました。

放棄事由で最も多いのは、第5号、消滅時効に係る時効期間の満了によるもので、時効期間は5年です。566件のうち、約8割を占めています。

また、放棄事由の第3号は、債務者が無資力等で、資力の回復が困難であることですが、実際に各担当職員が債務者への聞き取りを行うとともに、債権管理条例により税務課などに債務者の状況について照会した上で判断しております。

なお、放棄年月日は全て令和6年3月31日です。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） **これより議会運営基準により質疑を許します。**

質疑回数は1人1回です。

質疑ありませんか。1番石森靖明君。

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

何点かお聞きしたいと思います。

まず、特に債権事由の第5号についてお伺いをしたいと思います。今回第5号に該当した

方々については、支払い能力がないというふうに認められているものなのか、お伺いをしたいと思います。

また、全て町内に在住しているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、今回、令和6年3月31日付での債権放棄ということになっておりますけれども、今回債権を放棄される方について、令和7年3月31日付で放棄される見込みであるものも含まれているかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） まず、時効を迎えて、その中で資力があるかないかということですが、資力はもうございません。まずは時効により債権放棄するものでございます。

また、町内在住かどうか、こちらも町民環境課に關係課が問い合わせ、住んでいる、住んでいないも把握してございます。必ず町内に住んでいらっしゃる方というものではございません。

また、令和7年3月31日付の見込みの方というのは、今回は徴収努力を重ねてきて、その結果、やむを得ず債権を放棄するに至った、それは各担当課で努力してまいって、年度末に債権を放棄することに至ったものであって、今後の債権を放棄する見込みとかという、ちょっとそういう概念は持っていないんですね。明らかに債権を持っている關係課は、とにかく徴収率を上げるなり、公平負担ですので、必ず徴収を努力しているという観点で徴収業務を行っておりますので、令和7年3月31日の見込みとかというものについては把握してございません。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） 秋本です。

町営住宅等の未払いについて、例えば生活保護申請受給者であれば減免になると思ったんですけども、その辺の關係はどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 町営住宅にお住まいの方で生活保護を受けている方が債権の分について減免になるという、町営住宅の家賃についてということでお答えさせていただきますと、所得に応じて減免というか、家賃の段階があって、その分で当然金額が低くなりますので、家賃の金額については、減額というわけではないですが、段階で低い金額に設定されるということになっております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。13番大坂三男君。

○13番（大坂三男君） 学校給食費の未納の件なんですけれども、件数と、それからこの給食費未納の分の金額は全体の金額に対して何%ぐらいの比率になるのか、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威人君） すみません、今手持ちの資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 暫時休憩いたします。

午前9時49分 休憩

---

午前9時54分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威人君） すみません、お待たせいたしました。

平成29年度の債権がありますので、当時の学校徴収費、正確には分かりませんが、現在の学校収納金1億3,000万円に置き換えますと、こちらの金額は約0.7%くらいになります。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。11番吉田和夫君。

○11番（吉田和夫君） 11番吉田和夫でございます。

町営住宅の未納の件について、5人いるんですけれども、町営住宅に入るためには保証人が2人必要だと思うんですね。その方も多分責任を感じると思うんですけれども、そういった方々にも請求をされて、この金額なのか。

それと、連帯保証人は、1回入ればずっとそのままなのか。あるいは、連帯保証人が亡くなれば、1人削りになるので、新たに保証人追加とかという措置があるのかどうか。この2点をお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤康弘君） 町営住宅の保証人の関係についてのご質問です。

保証人についてはお二人決めていただいておりますが、今回のこの案件につきましては、全て住んでいる方が亡くなっていたり、退去されていたりということで、当然保証人の方に対しても今回のこの金額の請求というか、そういったものを行いまして、その保証人の方々も死亡されていたり、支払いの能力がないというようなことで、今回不納欠損の案件を出させていただいております。

また、保証人が代わった場合、あくまで本人からの届出で変更であったり、そういった手続

を取るようになりますけれども、中には例えばその入居者が亡くなられたときに確認したら保証人の方が亡くなっているというような場合なんかもケースとしてはございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。14番佐々木裕子さん。

○14番（佐々木裕子君） 14番佐々木裕子です。

1点、学校給食の件なんですけれども、数年前にこういうふうな金額が出ていまして、子育て手当とかそういうので相殺をかけてはいかがかというお話を差し上げたことがあるんですね。それで、そういうふうなこともやり始めたと聞いてはいたんですけども、この中に払えるんだけれども払わない、そういう方というのは入っているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（小林威人君） 払えるんだけれども払わない、推測ですけども、そういった方もいらっしゃるのではないかと考えております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、以上で報告第16号放棄した債権の報告についてを終結いたします。

- 
- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 6  | 認定第 1 号 | 令和 5 年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について             |
| 日程第 7  | 認定第 2 号 | 令和 5 年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 8  | 認定第 3 号 | 令和 5 年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第 9  | 認定第 4 号 | 令和 5 年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第 10 | 認定第 5 号 | 令和 5 年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について  |
| 日程第 11 | 認定第 6 号 | 令和 5 年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |

○議長（高橋たい子君） 日程第 6、認定第 1 号令和 5 年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 2 号令和 5 年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 3 号令和 5 年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

について、日程第9、認定第4号令和5年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第5号令和5年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、日程第11、認定第6号令和5年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上6件を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長の登壇を許します。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号までの令和5年度柴田町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算についての提案理由を申し上げます。

会計管理者から提出された令和5年度柴田町一般会計決算、各特別会計決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算について、監査委員の審査に付し、その結果、「形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りがなく符合していることを認めた。また、関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ、計数的に正確であることを確認した」との審査結果を受けましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を賜りたくお願い申し上げます。

令和5年度の概要を申し上げます。

初めに、一般会計について申し上げます。

決算額では、歳入が152億5,513万4,711円、前年度比6.0%の減、歳出は147億6,053万8,060円で、6.7%の減となりました。歳入歳出の差引額で表す形式収支は4億9,459万6,651円、令和6年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支では2億6,786万971円となります。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、令和5年5月8日から5類感染症になりました。令和2年から中止していた「しばた桜まつり」も4年ぶりに開催することができるなど、これまでの通常の生活に戻りつつある1年となりました。

さて、令和5年度の決算の状況ですが、歳入においては一般財源である地方消費税交付金や地方交付税が減少したものの、給与所得の伸びによる町民税や家屋の新增築による固定資産税の増によって町税が増加し、前年度より5,243万円増の約45億7,204万円となりました。

歳出においては、14年間の歳月と約15億円を費やした町道富沢16号線が完成し、槻木市街地と富沢・上川名地区とのアクセスが改善しました。

安全・安心なまちづくりとしては、9年間の歳月と約52億円を費やした鷺沼5号調整池の完

成、槻木白幡地区の雨水対策工事や河川のしゅんせつなどを行いました。

また、学校教育環境の改善のため、船岡中学校の防火設備や槻木中学校校舎のホール天井の改修事業を行いました。

また、令和5年度は、令和4年5月に策定した「柴田町都市計画マスタープラン・立地適正化計画」に基づき、船岡城址公園用地の購入や新栄通線におけるポケットパーク実施設計委託を行いました。

基幹事業となる新図書館の建設事業については、柴田町の身の丈に合った、誰もが利用しやすい図書館とするため、図書館建設に精通した事業者を選定し、新図書館建設設計業務を委託しました。

財政運営においては、一般財源が減少したことで、経常収支比率が93.8%となり、財政の硬直化が進みました。

一方で、一般会計における町債残高は約159億4,500万円となり、前年度より約6億9,000万円減らすことができました。このことにより、将来負担比率などの財政指標は健全性を保つことができました。

最後に、長年の念願であった柴田町総合体育館は、令和6年12月の供用開始に向け、現在急ピッチで建設工事を進めております。

さらに、今後は新図書館や学校給食センターの建設などの大型プロジェクトも控えておりますが、人口減少や少子高齢化社会の進展などを見据えながら、限られた財源を有効に活用し、堅実な財政運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

令和5年度の保険給付費は、前年度比2.8%増の28億8,505万円となりました。

保健事業としては、生活習慣病の重症化予防のため、40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導などを実施しました。

また、医療費の適正化を図るため、医療費通知及びジェネリック医薬品の差額通知を送付しました。

なお、東日本大震災による原発避難者の被保険者に対し、引き続き支援を行うとともに、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、未就学児や出産する被保険者に対して、国民健康保険税を減免しました。

また、保険税については、納税意識の啓発を推進し、収納率の向上に努めるとともに、未納世帯に対する納税相談、催告書発送などの諸対策を実施しながら、徴収強化に努めました。そ

の結果、1,616万5,866円の剰余金を計上することができました。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

令和5年度の保険給付費は、前年度に引き続き、コロナ禍や物価高騰による介護サービスの利用控えなどの影響により、前年度比0.7%減の25億2,930万4,000円となりました。

減少した主な給付費は、通所介護サービス給付費及び訪問介護給付費になります。

地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、介護予防事業、家族支援事業などを実施するとともに、高齢者の包括的支援を行いました。

なお、介護保険給付費適正化のため、給付費通知の送付や、ケアプラン点検等を実施しました。

また、保険料の徴収についても、督促及び納付催告による徴収対策を行いました。

その結果、剰余金について3億2,231万3,356円を計上することができました。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療事業は、宮城県後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者資格の認定、保険料の賦課決定などの運営を行いました。

また、後期高齢者医療保険料については、制度の周知を図るとともに、保険料の未納世帯に対しては督促及び催告書の発送、納付相談などを行い、保険料の徴収強化に努めました。

その結果、510万2,197円の剰余金を計上することができました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

施設整備面において、老朽管布設替事業で2,599.5メートルの配水管整備を行うとともに、馬場第一ポンプ場送水ポンプ更新工事、馬場配水池水位計設置工事、山田沢テレメータ室無停電電源装置更新工事を実施しました。

昭和50年代に布設した配水管が更新時期を迎えていることから、今後も長期的な計画に基づき、施設整備や企業経営の健全化に努めてまいります。

最後に、下水道事業会計について申し上げます。

未普及整備地区の船岡字上大原、剣崎一丁目地区など、汚水管整備に取り組み、新たに布設延長1,562.5メートル、面積6.2ヘクタールの公共下水道供用開始区域が追加されました。

令和5年度末での下水道処理人口普及率は、行政人口3万6,460人に対し、処理区域人口3万312人で、83.13%となりました。

整備済み面積は772.8ヘクタールとなり、整備率は全体計画区域面積1,076.4ヘクタールに対し、71.79%となっています。

浸水対策下水道事業としては、鷺沼排水区雨水整備を大河原町との共同施工により鷺沼配水区5号調整池整備を行い、令和6年3月に完成しました。

今後も公営企業として健全な経営に努め、長期的な計画に基づいて下水道整備を進めてまいります。

以上、決算の概要について申し上げましたが、事務事業の具体的内容などにつきましては「各会計決算書」及び「主要な施策の成果と予算執行の実績報告書」を参照願います。

また、決算の総括概要については、会計管理者及び企業出納員が説明しますので、ご審議の上、各会計決算について、いずれも認定を賜りますようお願い申し上げます。

「令和5年度会計の概要」と読んでしまったようですが、「令和5年度決算の概要を申し上げます」と訂正いたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、会計管理者の決算概要説明を求めます。

会計管理者の登壇を許します。

〔会計管理者 登壇〕

○会計管理者（一条敏貴君） ただいま町長が提案理由で述べました認定第1号令和5年度柴田町一般会計歳入歳出決算及び認定第2号から認定第4号までの各特別会計の決算につきまして、会計管理者としての総括的な概要を説明いたします。

配付しております令和5年度の決算書は、地方自治法第235条の5の規定により、本年5月31日に出納閉鎖を行い、各会計の予算執行における収支金額について、慎重かつ正確に決算調整を行いました。

7月17日に町長へ提出し、その後、町長から監査委員への審査に付され、審査後の8月23日には監査委員から町長に審査意見書の提出がありました。

それでは、令和5年度歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

お手元の認定第1号から第4号関係資料No.1をご覧ください。

「令和5年度柴田町一般会計・特別会計歳入歳出決算総括表」になります。

初めに、一般会計です。

予算現額の（A）欄は155億8,220万4,000円となり、前年度に比べ8億9,529万円、5.43%の減となりました。

次に、歳入決算額の（B）欄は152億5,513万4,711円で、前年度に比べ9億8,055万6,334円、6.04%の減。また、歳出決算額の（C）欄は147億6,053万8,060円で、前年度に比べ10億6,553万9,323円、6.73%の減となり、歳入歳出差引残額の（D）欄は4億9,459万6,651円で、前年

度に比べ8,498万2,989円、20.75%の増となりました。

下段の表、「令和5年度一般会計決算収支の状況」をご覧ください。

予算現額の（A）欄から歳入歳出差引残額の（D）欄までは、ただいま説明したとおりです。

次の翌年度へ繰り越すべき財源（E）欄の2億2,673万5,680円は、令和5年度の一般会計繰越明許費等事業に対する財源となります。

次に、財政運営の状況を判断する上で重要となる実質収支額の（F）欄は、歳入歳出差引残額（D）から翌年度へ繰り越すべき財源（E）を差し引いたもので、2億6,786万971円の黒字となりました。この額が令和5年度決算における歳計剰余金となります。

なお、上段の表、歳入歳出決算総括表の備考欄に記載のとおり、歳計剰余金のうち1億5,000万円については、財政調整基金条例に基づき、剰余金として翌年度に繰り越すことなく、直接基金に積立てを行いますので、残りの1億1,786万971円が令和6年度への繰越金となります。

下段の表に戻りまして、単年度収支額（G）欄のマイナス9,885万2,691円は、令和5年度の実質収支額（F）から令和4年度の実質収支額（F）を差し引いたもので、当該年度のみ収入と支出の差額を表したものです。

次に、実質単年度収支額の（K）欄は、単年度収支額（G）に財政調整基金積立額（H）と地方債繰上償還金（I）を加え、さらに財政調整基金取崩し額（J）を差し引いたもので、マイナス3億4,970万4,759円となりました。

なお、令和5年度の財政調整基金積立額の合計は2億3万1,932円でしたが、うち2億円は令和4年度に生じた剰余金の中から直接積立てを行ったもので、令和5年度の歳出として措置されたものではないことから、財政調整基金積立額の（H）欄からは除外しております。

続いて、上段の表に戻りまして、各種特別会計について説明いたします。

初めに、国民健康保険事業特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は38億3,468万2,593円で、前年度に比べ2,389万1,028円、0.63%の増となり、歳出決算額の（C）欄は38億1,851万6,727円で、前年度に比べ1,880万8,430円、0.49%の増となりました。

歳入歳出差引残額の（D）欄は1,616万5,866円で、剰余金として令和6年度への繰越しとなります。

次に、介護保険特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は32億8,721万2,722円で、前年度に比べ7,956万6,948円、2.48%の増

となり、歳出決算額の（C）欄は29億6,489万9,366円で、前年度に比べ3,840万6,162円、1.31%の増となりました。

歳入歳出差引額（D）欄は3億2,231万3,356円で、剰余金として令和6年度への繰越しとなります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

歳入決算額の（B）欄は4億8,976万2,302円で、前年度に比べ2,934万9,917円、6.37%の増となり、歳出決算額の（C）欄は4億8,466万105円で、前年度に比べ3,139万3,440円、6.93%の増となりました。

歳入歳出差引残額の（D）欄、510万2,197円が剰余金として令和6年度への繰越しとなります。

次の土地取得特別会計につきましては、令和4年度をもって廃止となっております。

以上、一般会計と特別会計を合わせました決算の額は、歳入で228億6,679万2,328円、歳出で220億2,861万4,258円となりました。

なお、備考欄に記載のとおり、全ての会計において剰余金が生じており、剰余金の総額は6億1,144万2,390円で、財政調整基金に繰り入れる1億5,000万円を除いた4億6,144万2,390円が令和6年度への繰越しとなるものです。

次に、関係資料No.2「令和5年度柴田町一般会計歳入・歳出款別内訳書」をご覧ください。

款ごとの歳入歳出決算額は表のとおりで、予算額に対する収支決算額の割合、決算額構成比、決算額対前年度比を表しています。

表の左側、歳入の欄をご覧ください。

決算額構成比で全体の29.97%を占める1款町税については、固定資産税、都市計画税などが伸びたことから、決算額対前年度比で1.16%の増となりました。

次に、構成比が20.85%を占める12款地方交付税は、震災復興特別交付税の減額により、前年度比で0.43%の減となり、構成比で14.93%を占める16款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の減額や、令和4年度に交付された保育所等整備交付金などが影響し、前年度比で14.25%の減となっております。

また、構成比で5.01%を占める19款寄附金は、ふるさと柴田応援寄附金が減少したことにより、前年度比で40.48%の減となりました。

次は、右の歳出欄になります。

決算額構成比で全体の18.70%を占める2款総務費が決算額対前年度比で14.12%の減となっ

ておりますのは、ふるさと柴田推進事業費の減額や、新型コロナウイルス感染症関連事業の縮小などによるものです。

次に、構成比で10.24%を占める4款衛生費の10.55%の減については、新型コロナウイルス予防接種事業の縮小などによるものです。

構成比で11.03%を占める8款土木費の10.80%の増は、都市構造再編集中支援事業に伴う船岡城址公園用地の取得などによるものです。

続いて、関係資料No.3「令和5年度各種基金積立状況」をご覧ください。

町が保有する基金の積立状況は、表のとおりです。

各種基金の運用に当たっては、金融機関の動向などを見据え、安全で確実な運用に努めてまいりました。

積立状況ですが、財政調整基金については積立額が2億3万1,932円、取崩し額が2億5,088万4,000円で、年度末残高は前年度より減少したものの、令和3年度以降、16億円台を維持しております。

また、町債等管理基金は4,072万9,547円の積み増しを行い、年度末残高は3億9,814万6,965円となりました。

基金全体では、積立額が7億9,931万5,713円、取崩し額が9億309万6,000円で、年度末残高は53億949万667円となっております。

次に、関係資料No.4「一般会計決算収支額状況調」につきましては、令和5年度と過去11年間の収支状況の推移を掲載したものですので、ご参照ください。

以上、令和5年度柴田町一般会計及び各特別会計の決算についての概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては「主要な施策の成果と予算執行の実績報告」及び「決算事項別明細書」等を審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます、令和5年度の決算概要説明といたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、水道事業企業出納員及び下水道事業企業出納員の決算概要説明を求めます。

企業出納員の登壇を許します。

〔水道事業企業出納員・下水道事業企業出納員 登壇〕

○水道事業企業出納員・下水道事業企業出納員（平間一行君） 認定第5号令和5年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について、概要をご説明申し上げます。

水道事業会計は、出納閉鎖日が令和6年3月31日となっておりますので、この時点での収入

及び支出の金額を取りまとめ、地方公営企業法第30条の規定に基づき、令和6年5月31日、町長から監査委員審査に付していただきました。その後、8月23日付で監査委員から審査意見を頂いております。

それでは、資料を基に概要についてご説明申し上げます。

初めに、令和5年度柴田町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

未処分利益剰余金8億9,757万5,798円のうち、今年度以降の建設改良費等の財源といたしまして、1億円を減債積立金に、2億1,000万円を建設改良積立金に積み立てて、残余を繰り越すものです。

次に、「令和5年度柴田町水道事業会計決算額調」を基に、概要についてご説明を申し上げます。

この表は、予算額と決算額を対比して記載しており、収益的収支及び資本的収支、いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

水道事業の収益的収支については、収入が決算額13億3,424万9,393円で、その内訳は水道料金が92.9%を占め、その他は加入金、下水道負担金、長期前受金戻入が主な収入となっております。

これに対し、支出決算額は10億1,416万3,648円で、その主なものは仙南・仙塩広域水道への受水費が42.94%を占め、その他の主なものは減価償却費、企業債利息となっております。

その結果、差引残額が3億2,008万5,745円となり、この金額から資本的支出に係る仮払い消費税等を差し引いた金額2億8,994万8,738円が純利益となります。

また、資本的収支は、収入決算額が7,000万円で、全て企業債収入であり、これに対し、支出決算額は5億1,497万7,682円で、建設改良費、企業債償還金の支出となっております。

差引残額は4億4,497万7,682円の不足となり、この不足額については、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金及び建設改良積立金で補填を行いました。

以上、概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては「令和5年度水道事業会計決算書」を参照の上、ご審議いただき、未処分利益剰余金の処分につきましては原案のとおり可決、決算につきましては認定賜りますようお願い申し上げます。

引き続き、認定第6号令和5年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算について概要をご説明申し上げます。

下水道事業会計は、水道事業会計と同様に出納閉鎖日が令和6年3月31日となっておりますので、この時点での収入及び支出の金額を取りまとめ、地方公営企業法第30条の規定に基づき、令和6年5月31日、町長から監査委員への審査に付していただきました。その後、8月23日付で監査委員から審査意見を頂いております。

それでは、資料を基に概要についてご説明申し上げます。

初めに、令和5年度柴田町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

未処分利益剰余金2億7,747万8,667円のうち、今年度以降の建設改良等の財源としまして1億円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものです。

次に、「令和5年度柴田町下水道事業会計決算額調」を基に、概要についてご説明申し上げます。

この表は、予算額と決算額を対比して記載しており、収益的収支及び資本的収支、いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

下水道事業の収益的収支は、収入決算額が12億5,325万5,898円で、その内訳は下水道使用料が45.53%を占め、その他は他会計補助金、長期前受金戻入が主な収入となっております。

これに対し、収支決算額は11億1,602万5,904円で、その主なものは減価償却費が68.09%を占め、その他の主なものは流域下水道維持管理負担金、企業債利息となっております。

その結果、差引残額が1億3,722万9,994円となり、この金額から資本的支出に係る仮払い消費税等を差し引いた金額8,746万8,210円が純利益となります。

また、資本的収支は、収入決算額が17億7,056万1,871円で、企業債、負担金が主な収入となっており、これに対し、支出決算は20億7,021万1,264円で、建設改良費、企業債償還金となっております。

差引残額は、翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額2,335万7,000円を除き、3億2,300万6,393円の不足となり、この不足額については繰越工事資金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填を行いました。

以上、概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては「令和5年度下水道事業会計決算書」を参照の上、ご審議いただき、未処分利益剰余金の処分につきましては原案のとおり可決、決算につきましては認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 続いて、監査委員より審査報告を求めます。

関場代表監査委員の登壇を許します。

〔代表監査委員 登壇〕

○代表監査委員（関場孝夫君） 令和5年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況等についての審査結果を申し上げます。

お手元の審査意見書1ページをご覧ください。

先般、町長から地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査意見書に記載の令和5年度柴田町一般会計歳入歳出決算書等が審査に付されました。

一般会計はじめ各種会計の決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類並びに水道及び下水道事業に関わる会計決算書、証書類、事業報告書、各種明細書等について、慎重かつ詳細に審査を行いました。

その過程において、必要に応じて関係者から資料の提出と説明を求め、実態の把握に努めながら、確実を期して審査を実施いたしました。

令和5年度一般会計及び各種会計並びに水道・下水道事業会計の決算審査の結果、形式的記載事項、決算計数はいずれも正確で誤りなく符合していること、また、関係基金の運用状況についても、いずれも適正に運用され、かつ、計数的に正確であることを確認いたしました。

なお、今後の行財政の運営に当たっては、決算審査と年間を通じて実施している例月出納検査及び各種監査の結果を踏まえていただくとともに、次の事項について留意していただきたい旨、意見を付して町長に審査意見書を提出いたしました。

意見書に付した意見を述べさせていただきます。

令和5年度の行財政運営は、ふるさと柴田応援寄附金、国県補助金、交付金等の有効活用を図り、各種事業に積極的に取り組んでいました。

また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、中止していたイベント等の再開が見られ、地域の活性化が図られました。

決算では、令和5年度一般会計の歳入総額は152億5,513万4,000円で、前年度比9億8,055万7,000円、6.04%の減。歳出総額147億6,053万8,000円で、前年度比10億6,554万円、6.73%の減となりました。

歳入減の要因は、町税では固定資産税、都市計画税など、対前年度比で1.16%伸びたものの、保育所等整備交付金の減、ふるさと柴田応援寄附金の減額が響いたものです。

歳出減の要因は、ふるさと柴田応援寄附金の減少に伴う返礼品報償費の減額、新型コロナウイルス感染症関連事業の終了などによるものです。

収入未済額は、一般会計で1億7,878万9,000円、特別会計では1億5,403万5,000円を計上しています。

負担の公平性を図り、健全な財政運営を行うためには、収納率の向上が重要であることから、引き続き徴収対策の強化に努めていただきたいと思います。

令和5年度の主な事業は、都市再生整備事業、町道富沢16号線道路改良工事などでした。

地方公共団体の財政健全度をはかる指標は全て早期健全化の基準値を下回っていますが、今後、新図書館など大型施設整備が計画されており、人件費、資材費等の増加が想定されることから、財政見通しをしっかりと立て、優先順位を見極めながら、財源確保に努め、事業を進めていただきたいと思います。

続いて、令和5年度決算に基づく柴田町健全化判断比率及び資金不足比率について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、提出された書類を審査いたしました。

先ほど町長の報告にありましたとおり、健全化判断比率、資金不足比率のいずれも国が定める基準を下回っており、是正改善を要する事項はないものと判断し、審査意見書69ページから70ページに記載のとおりの内容で審査意見書を提出いたしました。

以上をもって令和5年度各種会計の決算等に関する審査結果のご報告といたします。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

11時再開といたします。

午前10時42分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

これより決算書並びに決算の概要説明及び審査報告に対する総括質疑を行います。

案件が一括議題でありますので、一括質疑といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。総括質疑は、議会運営委員会の協議の結果、議会運営基準によらず、質疑の回数を1回にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、総括質疑は、議会運営基準によらず、質疑の回数を1回とすることに決定いたしました。

それでは、総括質疑を行います。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん、質問席において発言を許します。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。

令和5年度柴田町一般会計歳入歳出決算に対し、総括質疑いたします。

1、財政状況について。

令和5年度一般会計決算について、どのように分析しているのか伺います。

1) 単年度収支額が令和4年度決算に続き赤字となっている。4年度決算時には、会計管理者から「黒字が累積する場合には、行政水準を向上させ、住民に還元することが望まれるので、一定の期間を置いて単年度収支額が赤字になることは、健全な財政運営であると考えられている」との決算概要説明があった。令和5年度概要説明では、赤字についての説明はなかった。

2年続きの赤字であり、一定の期間を置いていないが、問題はないのか。

2) 単年度収支額が2年続きで赤字となった要因は。

3) 財政力指数が0.59に下がった要因は。

4) 経常収支比率が93.8%となり、財政の硬直化が見られるが、悪化が続いている要因は。

5) 当初予算の編成段階では、歳入と歳出に多額の乖離があり、財政調整基金から3億8,529万円、ふるさと柴田応援基金から5億3,098万円を繰り入れた。決算を終えて、財政状況をどのように捉えているか。また、今後の見通しは。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 16番白内恵美子さんの総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員の総括質疑、財政状況について5点ほどございました。随時お答えをいたします。

1点目、単年度収支額が2年続きの赤字となった、問題はないのかということでございます。単年度収支は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、当該年度のみの実質的な収入と支出の差額を意味するものです。

令和5年度の実質収支2億6,786万971円から令和4年度の実質収支3億6,671万3,662円を差し引いた令和5年度単年度収支は9,885万2,691円のマイナスで、2年連続の赤字となりました。

昨年度、会計管理者が決算概要で「一定期間において単年度収支が赤字になることは健全な財政運営である」と説明いたしましたのは、単年度収支の黒字が続くようであれば、累積した黒字の一部を取り崩して住民サービスに還元することが望まれるということ述べたものであります。

今回、単年度収支が2年連続で赤字になったことは、累積された黒字の一部が2か年にわたり住民サービスとして還元されたことを意味しますが、単年度収支が2年連続の赤字であったとしても、実質収支が黒字であることから、特に問題はございません。

2点目、実質単年度収支額が2年続きで赤字となった要因でございます。

令和3年度までは、前年度に発生した剰余金については、9月の補正予算において財政調整基金に積立てを行っておりました。令和4年度からは、地方自治法第233条の2のただし書の規定により、前年度に生じた剰余金については、予算にはよらずに、財政調整基金に積立てを行っております。この手続により、実質単年度収支の算定上、積立額が計上されず、赤字となっているもので、財政上の問題はございません。

3点目、財政力指数が0.57に下がった要因でございます。

財政力指数は、基準財政収入額を基準財政需要額で除して算定するもので、この数値が大きいほど財政力が強いと見ることができます。

令和5年度は、地方公共団体において、新型コロナウイルス感染症に対応するため、緊急的な歳出が増加していることを国が考慮し、普通交付税の再算定がありました。

臨時財政対策債として基準財政需要額に追加の算定があり、12月に追加交付がされております。この追加交付の影響によって、財政力指数が下がったと考えております。

4点目、経常経費が93.8%となり、悪化が続いている要因でございます。

経常収支比率が令和4年度の93.6%から0.2ポイント悪化し、令和5年度は93.8%となりました。

経常収支比率が悪化した要因は、地方消費税交付金などの一般財源が減少したことに加え、人件費、社会保障費の経費となる扶助費、公債費などの義務的経費が増加しているためでございます。

5点目、令和5年度の当初予算において基金を取り崩しているが今後の見通しはということでございます。

令和5年度は、町道富沢16号線の完成、都市構造再編集中支援事業などの大きな事業に取り組みながらも、財政調整基金と町債等管理基金を合わせた残高は約20億円となり、過去最高と

なった令和4年度と同じ水準を保つことができました。

また、令和5年度のふるさと柴田応援基金現在高は約9億2,500万円となっております。

また、町税については、平成19年度に次ぐ2番目の税収を確保することができました。

さらに、町債の現在高については、令和4年度決算から約6億9,000万円を減少させ、現在約159億4,500万円となるなど、町の財政の健全性を保つことができたと思っております。

問題は今後の見通しでございます。

今後の見通しについてですが、まず、歳出面で懸念されることは、1つに公債費の償還額が令和11年度まで14億円から15億円と高止まりで推移することです。

2つに後期高齢者医療などの社会保障費など、必ず支払わなければならない経費がますます増加すること。

3つに、これがよく皆さんにご理解いただいていないと思うんですが、令和7年度から始まる角田消防署の建て替えに伴う仙南地域広域行政事務組合への負担金、みやぎ県南中核病院への負担金、阿武隈急行株式会社への赤字補填を除く緊急保全事業負担金等、柴田町がコントロールできない支出が今後増加する見込みとなっていることが一番の問題点となっております。

4つに、今年度も予定されている国の大幅な給与改定の実施など、想定外の緊急的な支出に対応しなければならないことでございます。

一方、歳入については、1つに、町税が過去2番目の税収となっても、こうした増え続ける義務的支出を賄い切れていないこと。

2つに、ふるさと納税の伸びが著しく低下しており、残額が少なくなっていることでございます。

こうしたことから、令和11年度まで一般財源が窮屈となりますので、今回一般質問があった、例えば感震ブレーカーへの補助、学校給食費や第1子から保育料の無償化、空き家のリフォームに対する補助、带状疱疹ワクチン接種への補助といった、経常経費化する政策の導入は当面困難です。多くの町民から寄せられる道路と側溝などの社会インフラの整備や水害対策、公園や水路の草刈りなどの維持管理や老朽化による修繕など、国の補助や起債の対象とならない事業の実施時期を調整しなければ予算が組めないといった危機的な局面に陥りかねない、緊迫した予算編成が続く見通しとなっております。

こうした厳しい状況を何とか調整しながら、持続的な財政運営を可能とする予算編成を行うのが首長の責務であると考えております。

以上です。

財政力指数、「0.59」を「0.57」と読んでしまいました。「0.59に下がった」と訂正をいたします。

○議長（高橋たい子君） 白内さん、答弁漏れはありませんか。再質疑でなくて、あくまでも答弁漏れということをお願いします。ありますか。

○16番（白内恵美子君） ないです。以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて16番白内恵美子さんの総括質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。1番石森靖明君、質問席において発言を許します。

〔1番 石森靖明君 登壇〕

○1番（石森靖明君） 1番石森靖明です。

2点について総括的に質疑をさせていただきます。

1点目、財政硬直化の要因とその打開策は。

令和5年度決算における経常収支比率は93.8%となり、このことについて町長は決算説明要旨で「財政の硬直化が進んだ」と表現しました。

これまでも増して財政の硬直化が進んだことの要因について伺います。

また、財政の硬直化が進んでいる状況を打破し、健全な財政運営を行うために必要な策についてどのように考えるか、安定的な財源確保、既存事業の取捨選択等の観点も含めて、町長の考えをお伺いいたします。

2点目、大型プロジェクトの進捗と事業完了後の見通しについて。

令和5年度一般会計決算や人口減少、少子高齢化等の我が国、町を取り巻く様々な状況を考え合わせても、令和5年度施政方針で掲げた4つのプロジェクトは、事業の完了や、その後の維持管理や当初目的を達成するための運営も含めて可能と判断しているのか。可能と判断している場合、その根拠を伺います。

○議長（高橋たい子君） 1番石森靖明君の総括質疑に対する答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 石森靖明議員、大綱2点ございました。

1点目、財政硬直化の要因とその打開策でございます。

経常収支比率が悪化した要因は、地方消費税交付金などの一般財源が減少したことに加え、令和5年度の大幅な給与改定や社会保障関係費、公債費などの義務的経費が増加したためです。

次に、財政の硬直化を打破する方策についてですが、財政の硬直化の要因については、白内議員にも説明しましたが、1つに公債費償還額の高止まりでの推移、2つに医療、介護、子育て

て支援などの支出が避けられない社会保障費の増加、3つに柴田町でコントロールできない仙南地域広域行政事務組合やみやぎ県南中核病院、阿武隈急行株式会社への負担金がますますかさんでくること、4つに子ども家庭センターの設置やコロナワクチン予防接種など、財源が不十分な国の施策が一方的に地方に下ろされてくることがございます。

町としては、費用に対し効果の低い事業のスクラップなどの取捨選択、公債費の償還額を下回る中での起債の活用、経常経費となる新規事業の抑制などで、財政の硬直化に対応してまいります。

しかし、町の対応だけではおのずと限界があるとも考えております。財政硬直化の問題は、過去2番目の税収を確保したとしても、歳入と歳出の乖離を埋め切れない、現在の地方における税・財政構造そのものに問題があると思っております。

まず、第1に地方自治体間における財政力格差の是正が必要でございます。例えば角田市は人口約2万6,700人に対して令和6年度当初予算は約153億円、白石市は人口3万800人に対して令和6年度当初予算は約169億円、柴田町は人口3万6,500人に対して令和6年度当初予算は140億145万円となっており、柴田町は他の自治体に比べて人口が多い割には予算規模が小さいといった不都合な現実がありますので、そこを改善してもらう必要がございます。

第2に、国が全国一律に実施すべき社会保障サービスや子育て支援サービスに必要な一般財源については、その総額を国が責任を持って手当てをしていただく必要がございます。地方自治体が安定的で持続可能な財政基盤を構築できない限り、今後、抜本的な財政の硬直化を打開することは困難だと考えております。

大綱2点目、大型プロジェクトの進捗と事業完了の見通しでございます。

4つのプロジェクトを実施するに当たっては、建設費に係る財源の確保や後年度の維持管理コストも踏まえ、財政運営に与える影響を考慮した上で実施時期を決定しています。

1つ目の総合体育館については、令和6年度一般会計予算に賃料及び指定管理委託料約2億7,737万9,000円を予算化し計上してきましたので、令和7年度から令和23年度までの毎年の賃料及び指定管理委託料2億3,300万円の歳出については、スポーツ振興基金約5億6,900万円を活用し、平準化を図ることにしております。

2つ目、図書館を核としたにぎわいづくり事業においては、事業費22億円のうち、補助率が2分の1、裏負担分が11億円のうち、90%が起債充当が可能で、さらにその償還分の20%が地方交付税に算入される有利な起債を活用しております。

10億円の起債は、令和11年度以降に毎年約5,880万円の元金の償還が始まります。

一方で、現在約4億円の図書館建設基金がありますので、この基金を有効に活用し、平準化を図ることとしております。

また、新図書館の管理運営費については、現在の経費8,500万円から約1億5,000万円と、6,500万円の増加を見込んでおります。今後、資材の高騰や労務単価の上昇分を加味し、実施計画の中で事業費を確定してまいります。

3つ目の学校給食センターについては、近隣の学校給食センターの建設に係る事業費、約53億円を敷衍すれば、相当の財源の確保が必要となり、現在の学校給食センター等建設基金の約4億2,000万円では財源が不足します。

現在の厳しい財政状況が若干緩和される令和12年度以降の着工が現実的と考えております。

まずは土地の取得について全力を挙げてまいります。

4つ目の庁舎車庫棟及びお客様センターの建設については、お客様センターにつきましては水道事業会計で建設しますので、2億7,400万円の財源は確保されております。

庁舎車庫棟については、事業費が2億1,586万6,000円となりますが、充当率75%の一般単独事業債と充当率90%の公共施設等適正管理推進事業債を活用することにしております。

令和7年度では一般財源4,000万円を確保し、令和10年度の完成を目指してまいります。

なお、元金の償還金1,124万円は、令和11年度から始まります。

次に、4つのプロジェクトが目的を達成するための可能性の根拠についてですが、柴田町の財政の硬直化の一つとなっているのが、公債費の償還額が約15億円余りと高止まりしているところがございます。

しかし、この償還額も令和12年度には約13億円、13年度には約10億円と低減し、14年度以降には1億円ずつ償還額が減っていくことから、財政に明るい見通しが見えてくると期待をしているところでございます。

以上です。

- 議長（高橋たい子君） 石森靖明君、再質疑ではなくて答弁漏れはございませんか。
- 1番（石森靖明君） ありません。
- 議長（高橋たい子君） これにて1番石森靖明君の総括質疑を終結いたします。

これをもって総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの決算の認定については、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月会議開催期間中の審査に付したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までの決算審査は、決算審査特別委員会を設置して審査を付託し、9月会議開催期間中の審査と決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会は、議会運営基準により議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会は議長及び議会選出監査委員を除く全員をもって構成することに決しました。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲検査権を委任したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検閲検査権を委任することに決しました。

お諮りいたします。ただいま付託しました認定第1号から認定第6号までの審査結果報告は、9月会議の開催期間の都合により9月19日午後4時まででいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、審査結果報告の提出期限は9月19日午後4時までと決しました。

9月会議は、本日ただいまから9月19日まで決算審査特別委員会等のため休会といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、9月会議はただいまから決算審査特別委員会等のため休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会といたします。

9月20日午前9時30分再開といたします。

ご苦労さまでした。

午前11時26分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月9日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 15番 広 沢 真

署名議員 16番 白 内 恵美子